

令和2年度 地域保健計画（母子保健）重点事業

課題1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基本施策1：地域全体で妊産婦を支え、子どもの成長を見守ることができるための支援

計画書P245

主な取り組み	主な展開方向	令和2年度の取り組み状況
「母子健康包括支援センター」機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、母子保健事業や地域における子育て支援事業*等を円滑に利用できるよう、きめ細かく支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時の妊婦面接、こんにちは赤ちゃん訪問事業、各種乳幼児健康診査、すくすく訪問事業などを通じて切れ目のない支援を実施すると共に、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供などを行い、不安の軽減に努めている。

課題2. 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

基本施策1：安心して妊娠・出産ができるための支援

計画書P248

主な取り組み	主な展開方向	令和2年度の取り組み状況
妊娠届出・母子健康手帳交付時の保健師・助産師による健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦の健康管理、胎児や妊婦の感染症予防の大切さ、分娩の際のリスク等を説明し、妊婦が自ら、妊娠・出産に関する正しい知識を得て、適切な行動をとることができるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時や妊娠期の支援の際には、新型コロナウイルス感染症対策について、国のリーフレットなどを活用しながら妊婦の状況に合わせて相談に応じるなどして、不安の軽減に努める。 新型コロナウイルス感染症流行下において、対面での支援が難しい中で、妊婦に対して電話相談を実施することで、胎児や妊婦の健康管理、状況把握を行い、不安の軽減に努める。
母親・両親学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母と父それぞれの心構えを学び、互いに支えあいながら出産、育児に臨むことができるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の発令に伴い、母親・両親学級を中止していたが、7月から感染予防対策を講じて、規模を縮小して再開した。また、感染への不安が特に強い妊婦に対しては、個別に相談の機会を設けるなどして対応するほか、助産師による沐浴の動画を作成・配信し、学級に参加できないかたへの情報提供に努めている。

基本施策2：乳幼児期の健やかな発育・発達への支援

計画書P250

主な取り組み	主な展開方向	令和2年度の取り組み状況
乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の精度を高めて疾病や発育・発達の遅れや偏りの早期発見に努め、必要に応じ、早期治療、療育に結び付けます。 ・発達に合わせた情報を提供し、保護者の育児の大変さに寄り添い、育児不安の解消を図ります。 ・不安が強い、または発育・発達に問題がある場合は、各健診に応じ保育・産婦・栄養・心理・歯科等専門相談を実施して、早期の解消を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症流行に伴い、健診の機会を確保するため、各種乳幼児健康診査の受診期間の延長を行う。 ・緊急事態宣言の発令により中止した3~4か月児健診の対象者の保護者に対して、専門職による電話相談を行い、育児状況や健康状態の把握と不安の軽減に努め、6月より再開している。1歳6か月児健診及3歳児健診については、6月まで中止とし、7月以降に再開し、年間の実施回数（18回）を確保し実施する。 ・集団で行う各種乳幼児健診を実施する際は、検温やアルコール消毒、「3密」（密閉・密集・密接）を避けた会場設営等の対策を講じている。

課題5．妊娠期からの児童虐待防止対策

基本施策：妊娠期からの関わりによる児童虐待の発生予防と早期支援

計画書P256

主な取り組み	主な展開方向	令和2年度の取り組み状況
特定妊婦に対する妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の保健師や助産師による相談や上の子の相談により妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、要支援家庭を早期に捉え、予防的な支援を行います。 ・医療や関係機関との情報交換を実施し、連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要とみられる妊婦については、訪問等を通じて早期に支援を開始している。 また、子ども家庭支援センターと定期的な情報共有の場を設けているほか、養育が困難と思われる妊婦で、特に緊急性が高い場合は、随時連携して対応している。